

◎新潟県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平石西ノ裏線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市小栗山字長表300番3から	新	16.0～18.2メートル	73.6メートル
同市小栗山字長表319番3まで	旧	16.0～27.0メートル	120.3メートル

備考 路線の重用

一部区間一般国道17号と重用